

令和6年8月30日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市総務局人事部人事課担当課長

特別徴収個人住民税の納付遅延について

1. 事実内容

令和6年8月29日10時頃に守口市の税担当部署より電話連絡があり、市長事務部局職員における7月分の特別徴収個人住民税の納付が完了していないことが判明しました。守口市以外の自治体にも納付が完了していないことが判明したため、即日各自治体（70自治体）に滞納額を全額支払いましたが、納付期限日から16日遅延したため、6自治体（西宮市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、大阪市）からの延滞金計55,400円が発生しました。

2. 経過

【令和6年8月29日】

- 10:00 守口市の税担当部署より連絡があり納付が完了していないことが発覚
- 10:15 各自治体への電子納付手続き完了
- 11:00 各自治体へ順次、納付手続き完了及びお詫びの連絡

3. 対応

即日各自治体（70自治体）に滞納額を全額支払いました。また、延滞金が発生する6自治体は当該市から納付書が届き次第支払います。なお、守口市を含む64自治体において延滞金は発生しておりません。

4. 原因

住民税納付には市長事務部局職員の住民税納付業務を担当している人事課で、使用している電子納付システムの金額登録と納付処理の2段階の作業が必要ですが、当課職員が金額登録時点で納付手続きが完了したと誤認したことによるものです。

5. 対策

納付の確認を怠ったことにより延滞金を発生させたことについては非常に重く受け止めています。毎月の電子納付システムによる納付手続き完了後、納期に納付が完了していることを再度確認するとともに、事務処理方法について担当者間マニュアルを整備し、再発防止に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

西宮市総務局人事部人事課

担当：菅 剛志

電話：0798-35-3501 FAX：0798-35-3335